プロジェクト項目　**金融商品の減損に関する会計基準の開発**
その他、IFRS 第 9 号及び Topic 326 の予想信用損失に関連するガイダンス（コアでない部分）の確認

本資料の目的

1. 本資料は、ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のコアでない部分の金融資産の減損に関連するガイダンスとして、以下の項目の定めを確認するとともに、ASBJ事務局の分析をお示しし、本資料第5項に記載した件に関するご意見をお伺いすることを目的としている。

   (1) 評価単位:個別的評価及び集合的評価（本資料第11項から13項）

   (2) 債権者による不良債権のリストラクチャリング(Troubled Debt Restructuring: TDR[1]）（項目4－1）[2](本資料第15項から第25項)

   (3) 信用減損金融資産に関する測定及び表示～ECLモデルにおける購入又は組成した信用減損資産、及びCECLモデルにおける信用が悪化している購入した金融資産（項目4－2）（本資料第26項から第37項）

   (4) 担保及び信用補完（項目4－3）（本資料第38項から第42項）

   (5) 上記(2)、(3)に関連する米国財務会計基準審議会（FASB）のASU No. 2016-13, Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments に係る適用後レビュー(以下「PIR」という。）等の状況

本資料第 1 項(1)から(5)の項目を取り扱う理由

2. 前項の(1)から(4)の項目に関しては、第168回専門委員会(2021年8月25日開催）及び第174回専門委員会（2022年1月11日開催）並びに第175回専門委員会（2022年1月21日）において、一部の委員より以下のご質問及びご意見を頂いたことに対処するものである。

[1] TDR の定義については本資料第 15 項脚注 5 を参照。
[2] 各項目の、第 472 回企業会計基準委員会（2022 年 1 月 26 日開催）及び第 174 回金融商品専門委員会（2022 年 1 月 11 日開催）にてお示ししたステップ 1 及び 0 の検討項目と進め方における位置付けは括弧書きで示している。

- 米国会計基準は信用リスクが同一な与信先に関しては集合的に評価しつつ、不良債権の再編（TDR）の発生など、リスク特性が共通でなくなった場合に個別に評価するというアプローチを採用しているが、IFRS第9号と差異があるのかどうか示して欲しい。
- 担保や信用補完について、例えば有担保と無担保では当初の信用リスクや信用スプレッドが異なるため、今後の検討においても、これらの切り分けが必要か否かについて考慮する必要がある。

3. 本資料第1項（1）から（4）の項目は、金融商品の減損に関する会計基準の開発におけるステップ1「ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択」を行う上でコアとなる検討項目とまでは言えず、我が国の会計基準における具体的な取扱いについてはステップ2以降で検討すべき項目と考えられるが、予想信用損失の引当てに密接に関連する項目でありステップ1の判断においても必要な情報と考えられる。

4. また、これらの項目は、仮にステップ1において、いずれかのモデルを基礎とすることを選択した場合であっても、両モデルにおいて代替不能なコアな特徴ないし差異ではないとの位置付けである。

5. そのため、仮にステップ１においてECLモデル又はCECLモデルのいずれかを選択した場合においても、ステップ2以降において、我が国の予想信用損失に関する会計基準において、いずれかを取り入れるか、あるいはそのまま取り入れないことも検討可能と考えられるため、ご意見を伺いたい。

6. なお、本資料第1項(5)の項目に関しては、第169回専門委員会（2021年9月7日開催）では一部の委員より以下の質問を頂いたことに対処するものである。

FASBが開催したCECLモデルに関する円卓会議での議論について教えて欲しい。

7. 上記の聞かれた意見に関連する状況として、FASBは、2020年6月のTopic 326公表後から、PIRを進めており[3]、2020年12月にはステージ①の活動の一環として関係者から

[3] 2020 年 7 月 29 日に公表された活動計画に基づき、信用損失に関する PIR プロセスの活動計画は 3 つのステージ（①公表後の適用に関するモニタリング、②発効後のコスト・ベネフィット評価、③リサーチの要約及び報告）に分けて進められている。なお、現時点で期限は設けられていない。

受領したフィードバックを踏まえ、以下の項目について審議を行っている。

(1) 信用が悪化している購入した金融資産（Purchased financial assets with Credit Deterioration、以下「PCD 資産」という。）には該当しない非 PCD 資産の会計処理

(2) TDR の会計処理と開示

(3) Topic 326 の適用範囲（売上債権を対象外にするか等）

(4) 開示

8. FASBは、さらに前項の2020年12月の審議を受けて、追加的な調査とアウトリーチを実施した後に2021年5月に円卓会議を開催している。

9. FASBは、円卓会議でCECLの適用に関する関係者からのフィードバックの要約を示した上で、本資料第7項（1)、(2）のTDRとPCD資産について関係者との協議を行っている。その後FASBはTDRに関連し、2021年11年23日に、ASU案「金融商品－信用損失(Topic 326)：不良債権のリストラクチャリング及び発生年別の開示」を公表している（コメント期限は2021年12月23日)。

10. 以下の本資料第18項と第19項及び第32項と第33項では、本資料第7項(1)及び(2)の会計処理及び関連する開示についてのFASBによる検討の状況をお示しする。なお、CECLの適用に関する関係者からのフィードバックの要約等に関するPIRの状況については、別途取り扱う。

金融資産の減損に関連するガイダンス（コアでない部分）

評価単位：個別的評価及び集合的評価

11. ECLモデルにおける信用リスクの著しい増大（SICR）の判定及びECLの測定における評価単位については、第466回企業会計基準委員会（2021年9月24日開催）及び第170回金融商品専門委員会（2021年9月22日開催）の審議事項(3)-2の第11項から第17項において説明しており、そこでは予想信用損失の評価単位について、以下のとおり記載している。

- IFRS 第 9 号では SICR の判定（及び減損損失の測定）に関し、個別的評価と集合的評価の両方を認めており、かつ両者について明確な優先関係を設けていない。

- 集合的評価を行う際には、ポートフォリオ内の共通の信用リスク特性に基づき

グルーピングを行う。

12. この点、CECLモデルは、類似のリスク特性を有する金融資産については集合的（collective）又はプール（pool）ごとにECLを測定し、類似のリスク特性が認められない金融資産については個別的評価を行うとしている（Paragraph 326-20-30-2)。

13. 本資料第11項及び第12項からは、両モデルに評価単位の考え方について明確な違いがあるとまではいえないと考えられる。

なお、個別的評価が行われる状況としては、一般に信用度の悪化が生じているケースが多いと考えられるが、これに関する予想信用損失の会計処理については、本資料第15項以下の不良債権のリストラクチャリング(Troubled Debt Restructuring: TDR)及び第26項以下の信用減損金融資産に関する測定及び表示～ECLモデルにおける購入又は組成した信用減損資産、及びCECLモデルにおけるPCD資産にてお示ししている。

事務局による分析

14. この点、IFRS第9号と米国基準ではともに共通の信用リスク特性に基づき評価単位を決定するものとしており、基準上では債権の信用度に応じた区分とはしていない点で共通しているため、ステップ1の選択に大きな影響を与えないと考えられるがどうか[4]。

不良債権のリストラクチャリング(Troubled Debt Restructuring: TDR)

（米国会計基準）

15. 米国会計基準では、Topic 326が適用される前から、債権の条件変更が行われた場合、それがSubtopic 310-40「債権－債権者による不良債権のリストラクチャリング」（以下「Subtopic 310-40」という。）における以下のTDRの定義[5]に該当する条件変更かどうかを判定することが要求されている。

16. TDRに該当する場合、当該条件変更は、債権者が既存の貸出を回収するために行うものであるとの理由から、金融資産の消滅と新たな資産の認識ではなく既存の資産の継続とみなされ、個別に減損したTDR資産としてSubtopic 310-10「債権」に従い、

---

[4] 我が国の金融商品会計基準等では、債権区分に応じて、一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごと、貸倒懸念債権や破産更生債権等については、個別債権ごとに貸倒見積高が算定される（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 28 項）。

[5] Subtopic 310-40 では、債務者が財政困難に陥っているために、さもなければ考慮されなかったであろう譲歩（例：貸出金利や元本の変更や減免、支払期限の延期、権利行使の据置（forbearance））を債権者が債務者に与える債務再編と定義される。

以下のように測定することが要求されている。

- 当初の実効金利を用いた、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値
- 売却費用控除後の担保の公正価値（担保依存の金融資産に該当するもの[6]）
- ローンの観察可能な市場価格

さらに、一度、TDRに該当した資産は、残存期間にわたって個別の開示を行うことが要求される。

17. ここで、CECLモデルでは、合理的に見込まれるTDRは、予想信用損失の見積りに反映することが要求されている（Paragraph 326-20-30-6）[7]。

ここで、Subtopic 310-40における減損に係るガイダンスは、Topic 326に置き換えられているが、TDRの判定を含む認識や測定に関する規定や、Subtopic 310-10「債権」のTDRに関する個別の開示規定はCECLモデル適用後も引き継がれている。

PIR等の状況

18. しかし、この点については、PIR及び円卓会議では関係者から、Topic 326適用企業において、ほとんどの契約条件の譲歩の効果は信用損失引当金の見積りに織り込まれているため、Subtopic 310-40のTDRに関するガイダンスは重複するため、不要な複雑性とコストをもたらすものであることから、もはや有用な情報の提供には繋がっていないとの意見が寄せられた。

19. これを受けてFASBは2021年10月に審議を行い、2021年11年23日にASU案「金融商品－信用損失（Topic 326）：不良債権のリストラクチャリング及び発生年別の開示」を公表し、以下を提案している。

- Subtopic 310-40のTDRの認識及び測定に関するガイダンスを削除する。これにより、条件変更がTDRに該当するかの判定は不要となり、財務的困難に陥っている借手に対して行われた条件変更が、既存の資産の継続又は既存資産の認識

---

[6] ローンの返済が裏付けとなる担保のみによって行われることが予想され、他に利用可能で信頼できる返済原資がないもの（Section 310-10-20）。

[7] 合理的に予想される TDR に係る条件変更による契約期間の延長等を考慮する。なお、Topic 326 では個別に減損した資産という概念は廃止されているが、FASB は、2017 年 9 月に信用損失に関する移行リソース・グループ（TRG）での検討を受けて、ECL の見積りに織り込むべき「合理的に見込まれる」TDR を識別する時点について、「個別」の金融資産レベルで債務再編が見込まれる時点であるという見解に同意している。そのため、個別に債務再編が見込まれるより前に、認識当初から集合的な ECL の見積りに TDR の影響を織り込むといったことは行わないものとされている。

中止と新たな資産の認識となるかの判定は、Subtopic 310-20「債権－返還不要の手数料及びその他の費用」のローンのリファイナンス及びリストラクチャリングの一般規定に従って判定される。

- Subtopic 310-10のTDRに関する個別の開示規定等を廃止する一方、Subtopic 310-10の財務的困難に陥っている借手に対して行われた条件変更に関する開示規定を追加し、さらに、Topic 326において、公開事業者に対し、金融債権及びリース投資に関する当期に計上した直接償却総額（Gross write-offs）を、組成年別に表示する開示規定を要求することで開示を拡充する[8]。

（IFRS第9号）

20. IFRSでは、米国会計基準におけるTDR資産の規定に対応するような個別の規定はなく、金融資産の条件変更や認識中止に関する一般規定に従う。

21. そのため、不良資産のリストラクチャリングに伴う条件変更等について、現行の米国基準におけるTDR資産のように常に既存資産の継続として処理されるわけではなく、既存資産の消滅と新たな資産の当初認識を行い、ECLや他の測定に関する規定を適用する場合があり得る（IFRS第9号第5.4.3項、B5.5.25項からB5.5.27項等）。

22. 前項により、新たな資産の認識とみなされる場合、本資料第27項及び第28項に記載する、組成した信用減損金融として測定及び表示される、もしくは当該リストラクチャリングにより信用が改善し、信用減損でなくなったと判断される場合には、ステージ1に分類される[9]。

事務局による分析

23. PIRの状況も踏まえると、米国会計基準においても不良債権のリストラクチャリングについてCECLのモデルが適用されることになるため、それが合理的に見込まれる状況における当該事象の予想信用損失への反映方法は、IFRS第9号と同じく、一般的な予想信用損失モデルが適用される方向であるものと考えられる。

24. 一方で、IFRS第9号と米国会計基準とでは、類似した条件変更に関する定めが設けられているのに対して[10]、現在の我が国の金融商品会計基準には、貸出金の条件変

---

[8] Paragraph 326-20-55-79 の設例 5 の信用度に関する指標別の償却原価ベースの開示例では、組成年別のグロスの直接償却額及び回収額並びにそれらの純額が示されているが、具体的な開示に関する要求事項はなかったため、PIR においても開示の要否が論点となっていた。

[9] 新たな金融資産の当初認識であり、それ以降の信用リスクの著しい増大が生じる前であるため。

[10] 例えば金融負債については、両基準とも、変更前後の条件が’substantially different’かどうかという要件、また条件変更前後の将来キャッシュ・フローの現在価値が 10%異なる

更等が行われた場合の取扱いに関する明確な定めは存在しない。しかしながら、実務上は、既存の契約の条件変更については、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うもではなく、変更後の条件に従って貸倒見積高算定及び他の測定を行うことが一般的であると考えられる。

25. 条件変更の会計処理は、信用が悪化し、個別引当がなされるような資産に対する予想信用損失の会計処理と密接な関連があるため、ステップ2以降の検討においても論点となると考えられるがどうか。

信用減損金融資産に関する測定及び表示～ECL モデルにおける購入又は組成した信用減損資産、及び CECL モデルにおける信用が悪化している購入した金融資産

26. 信用減損金融資産を購入又は組成した場合の会計処理及び表示については、次項以下でお示しするように、我が国の金融商品会計基準等、IFRS第9号及びTopic 326でそれぞれ定めを有しているが、内容はそれぞれ異なっている。

（IFRS第9号）

27. IFRS第9号は、購入又は組成した信用減損金融資産（Purchased or Originated Credit Impaired financial asset、以下「POCI資産」という）について、IAS第39号の定めを引き継いでおり、公正価値で当初認識したうえで、当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めた信用調整後の実効金利[11]によって償却原価を適用する（IFRS第9号B5.4.7項）[12]。

28. したがって、POCI資産の当初認識時に信用損失引当金は認識されず、償却原価が帳簿価額となる。その後、全期間の予想信用損失の見積り（予想将来キャッシュ・フロー）が変化した場合に、割引現在価値としての帳簿価額が変動するため、POCI資産の当初認識時の帳簿価額と全期間の予想信用損失の見積りが変動した後の帳簿価額との差額が減損損失（又は戻入れ）として認識される（IFRS第9号第5.5.13項及び第5.5.14項）。

かといった定量的判定がある。

[11] 信用調整後の実効金利とは、金融資産の予想存続期間を通じて見積った将来の現金の支払又は受取りを、購入又は組成した信用減損金融資産である金融資産の償却原価まで正確に割り引く率をいう。

[12] これは、2009 年公開草案の IASB が最も適切と考えるモデルであり、ステージ 3 の資産にも適用される。

（米国会計基準）

29. Topic 326では、IFRS第9号と異なる点として、当初認識時に金融資産の価格付けに織り込まれた予想信用損失の当初の見積りが当該資産の当初認識時に二重に計上されてしまうというCECLモデルの問題点へ対処するため、その影響が特に大きい、PCD資産（又はそのグループ）、すなわち購入日現在で組成以降、信用の質が重要ではないといえない程度（more than insignificant）まで悪化した状態の購入金融資産についてのみ、当初認識時の償却原価ベースにつき、信用損失引当金をグロス・アップするアプローチが適用される。

30. 当該アプローチによれば、PCD資産の当初測定において、CECLモデルに従って見積られた信用損失引当金を購入価額に加算した額が、当初の償却原価の基礎とされる（引当金のグロス・アップ）（Paragraph 326-20-30-13）。

　このアプローチは、CECLモデルの通常の引当方法によると、価格及び契約条件に反映された信用リスクについても当初認識時に損失が計上され、金利収益と費用との期間対応が図れない点といった問題に対処するために設けられたアプローチである（ASU第2016-13号BC38項）[13]。

31. なお、CECLモデルでは、予想信用損失の見積方法として、PD×LGD×EAD法や損失率法のような償却原価を基礎とするアプローチの場合に、貨幣の時間価値を明示的に織り込むことが要求されていないことから、具体的な会計処理については、これらの方法とDCF法を用いる方法とで異なるガイダンス及び設例が置かれており、事後測定で適用される割引率や各期の利息収益の金額が異なる結果となる（Paragraph 326-20-30-14, 326-20-30-15、及びParagraph 326-20-55-66から326-20-55-71の設例13、Paragraph 326-20-55-72から326-20-55-78の設例14）。

　当該会計処理については、別紙で概要をお示ししている。

PIR等の状況

32. 2021年5月の円卓会議では、PCDと非PCD資産の会計処理が異なることに関し、関係者からのフィードバックとして、以下のような意見が寄せられている。

- PCD資産に該当しない購入資産にCECLモデルを適用すると、取得価格に信用リスクが含まれているにもかかわらず、取得日に引当に係る費用が認識される。

[13] 第465回企業会計基準委員会（2021年9月13日開催）及び第169回専門委員会（2021年9月7日開催）における資料（それぞれ（3）-2及び(2)）「ECLモデル（IFRS基準）とCECLモデル（米国会計基準）の基本的な考え方」第8項から第10項参照

- 購入価額に基づく利回りは予想信用損失を含んでおり過大に算定される[14]。
- 購入した金融資産がPCD資産に該当するかの判断が難しく実務にばらつきが生じており、作成者や利用者に混乱を招いている。

33. 前項の意見等も踏まえ、FASBは、2022年2月の審議会において、PCD資産の会計処理について非PCD資産との区別を廃止し、購入日現在で組成以降、信用の質が重要ではないといえない程度（more than insignificant）まで悪化していない購入資産にもグロス・アップ・アプローチを適用することを暫定的に決定している[15]。

事務局による分析

34. 本資料別紙にてお示ししているとおり、米国会計基準のPCD資産の会計処理においてディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を用いる場合と、IFRS第9号のPOCIの会計処理は、割引率／実効金利及び引当金控除の帳簿価額、受取利息に関する各期の会計処理に相違はない。

35. 一方、損失率法を用いる場合、予想信用損失モデルに貨幣の時間価値を明示的に織り込むことが要求されていない米国会計基準では、適用される割引率や会計処理に関して相違も生じる。

36. この点、我が国の金融商品会計基準等では、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、取得価額で計上したうえで、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積った上で償却原価法を適用し、取得差額の大部分が信用リスクからなる場合には、償却原価法を適用せず、債権の取得後において信用リスクが高くなったときに、将来キャッシュ・フローの減損見積額増加分の割引現在価値を貸倒見積高として計上するとしている（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第105項）。

37. したがって、信用リスクを反映したDCF法の適用による減損の会計処理に関しては実質的に差がないものと考えられるが、DCF法以外の方法を適用する場合等、本資料第35項に記載した相違もあるため、ステップ1の選択及びステップ2以降における貨幣の時間価値の取扱いの検討に関連する項目と考えられるがどうか。

---

[14] 本資料第 27 項及び第 28 項に記載した信用調整後の実効金利法はこの問題を解消するための方法である。

[15] なお、企業結合で取得した資産を含むが、売却可能負債証券やクレジット・カード、一定のリボルビング貸出枠には適用しないことも暫定的に決定している。

担保及び信用補完

38. IFRS第9号では、外部保証等の信用補完は、それが契約条件と「不可分」な一部であり、かつ、企業が個別に認識していない場合に、予想信用損失の見積りに含まれるとされている（IFRS 9.Appendix定義、B5.5.55以下、2019年3月のIFRS-ICのアジェンダ決定）。

39. Topic 326においても、予想信用損失の見積りには、保証人の財務状況、支払いの意思、劣後持分による裏付け資産の損失吸収可能性など、信用補完による削減効果を反映することとされている。

ただし、クレジット・デフォルト・スワップのプロテクションの購入のような独立した契約（freestanding contract）は予想信用損失に反映してはならないとされている（Paragraph 326-20-30-12）。

ここで、ASC のマスター用語集では、独立した金融商品は、以下の条件のいずれかを満たす金融商品と定義されおり、法的に独立したものである点が IFRS 基準より強調されているとも考えられる。

(1) 企業の他の金融商品や資本取引とは別に、独立して締結されたもの。

(2) 他の取引と関連して締結され、法的に切り離し可能で、別個に行使可能である。

<u>事務局による分析</u>

40. 我が国においても保証付ローンや、貸出契約とは契約上は別であるが外部信用補完に関する契約を締結し、実質的に一体として管理している取引もあると考えられる。

41. この点、我が国の金融商品会計基準等では、貸倒懸念債権及び破産更生債権等への財務内容評価法による貸倒見積高の算定において、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額することが定められているが、IFRS第9号やTopic 326のような一般原則としての定めはないと考えられる（金融商品会計基準第28項(2)(3)、金融商品に関する実務指針第114項、117項）。

42. 信用補完が会計上一体とみなされるか否かにより、ECLモデルにおいてはSICRの判定、また、ECLモデル及びCECLモデルのいずれにおいても、ECLの測定に影響するため、ステップ2においてどのような定義やガイダンス等を設けるかは論点になると考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で頂いたご意見に関するASBJ事務局の分析について、ご質問又はご意見があれば伺いたい。

以　上

別紙

CECL モデルにおける PCD 資産の会計処理と ECL モデルにおける購入又は組成した信用減損資産の会計処理の例示

I. 本別紙の目的

1. 本別紙では、CECLモデルにおけるPCD資産及びECLモデルにおける購入又は組成した信用減損資産の会計処理をお示しすることを目的としている。

2. 以下の例示は、Topic 326の設例13「予想損失額の決定にロスレート・アプローチを用いる場合」(Paragraph 326-20-55-66から326-20-55-71) 設例14「DCF法を用いる場合」(Paragraph 326-20-55-72から326-20-55-78) の前提及び数値に基づいている。

II. 前提

3. 銀行Pは、額面5百万ドル、当初の満期5年、約定利率6%、毎年の元利金キャッシュ・フローが1,186,982米ドル (以下「ドル」と記載する。) の早期償還無しのアモチ (元本償却) 型ローンを、発行後4年目の期首 (残存期間2年) に1,918,559ドルで購入した。購入に係る手数料等はないものとする。

4. 当該ローンの契約上の償却スケジュールは以下のとおりであり、3年目までの支払いは約定とおりに行われている。

期間	期首残高	元利金支払	利息相当額	元本相当額	期末残高
1	5,000,000	1,186,982	300,000	886,982	4,113,018
2	4,113,018	1,186,982	246,781	940,201	3,172,817
3	3,172,817	1,186,982	190,369	996,613	2,176,204
4	2,176,204	1,186,982	130,572	1,056,410	1,119,794
5	1,119,794	1,186,982	67,188	1,119,794	0

5. 購入日において、銀行Pは、ローンの発行体に重要な信用事由が識別されたことから、4年目期首における未償却残高2,176,204 (水色ハイライト) を、1,918,559ドルで購入した。

当該残高と購入価額との差額257,645ドルは以下のとおり見積られた。

ケース 1：CECL モデル - 損失率法を用いる場合

- 購入日における予想信用損失:217,620ドル

  類似したローンのグループについて、契約期間にわたる過去の損失情報に基づき、現在の状況や合理的で裏付けのある予測を調整した上で、10%の損失率を見込み、購入時点の未償却残高 2,176,204×10%として見積もったものである。

- 信用以外のディスカウント（流動性リスク等）:40,025ドル

  これは、購入時の未償却残高と購入価額の差額 257,645 ドルから予想信用損失 217,620 ドルを控除した金額として見積もったものである。

ケース 2：CECL モデル - DCF 法を用いる場合

- 銀行Pは、現在の状況や合理的で裏付けのある予測を考慮して、予想将来キャッシュ・フローを、4年目は契約上のキャッシュ・フローで1,186,982ドル、5年目は回収不能となるキャッシュ・フロー不足額が217,620ドル生じ969,362ドルと見積もった。なお、購入価額1,918,559ドルは、信用リスク以外のディスカウントも反映し決定されている。

ケース 3：ECL モデル - 購入又は組成した信用減損資産（POCI 資産）

- ケース2と同様である。

  なお、損失率法を用いているか、DCF法を用いているかにかかわらず、5年目にキャッシュ・フロー不足額が217,620ドル生じると見積もっている。

III. 会計処理

ケース 1：CECL モデル - 損失率法を用いる場合

（当初認識時の会計処理）

6. PCD 資産の当初の償却原価は、購入金額に損失率法により見積もった予想信用損失引当金の金額をグロス・アップした金額として算定される。

<u>仕訳（購入日：4年目期首）</u>

7. 購入日（4 年目期首）における仕訳は以下のとおりとなる。

(借) ローン	2,176,204	*1	(貸) 現金預金	1,918,559	
			信用損失引当金	217,620	*1
			ローン（信用以外のディスカウント分）	40,025	*1

*1 ローンの購入日における償却原価は 2,136,179 ドルとなるが、これは購入価額 1,918,559 ドルに信用損失引当金 217,620 を加算した金額である（引当金のグロス・アップ）。

（当初認識後の会計処理）

8. 損失率法を用いる場合、割引率は 7.33%となる。

これは、購入価額 1,918,559 ドルに、損失率法により見積もった予想信用損失引当金 217,620 ドルをグロス・アップした当初認識時の償却原価 2,136,179 ドルと、4 年目、5 年目の予想信用損失を考慮しない契約上のキャッシュ・フローに基づく以下により算定される（Paragraph 326-20-30-14）。

当該割引率は、貨幣の時間価値を考慮前の予想信用損失を織り込まず、信用以外のディスカウントを反映した率として算定されているものと捉えられる。

期間	4（期首）	4	5
当初償却原価及び契約上のキャッシュ・フロー	▲2,136,179	1,186,982	1,186,982

9. PCD資産の取得後から満期までの4年目、5年目の償却スケジュールは以下の表のとおりとなる。

期間	期首残高	元利金支払	利息相当額	元本相当額		直接償却		期末残高
4	2,136,179	1,186,982	156,676	1,030,306		－		1,105,873
5	1,105,873	969,362	81,109	888,253	*2	217,620	*2	0
合計			237,785					

*2 元本相当額と直接償却の合計で 1,105,873 ドル

10. なお、仮に取得後の予想信用損失の見積もりの変動は引当金の増減及び減損損失として認識される。

<u>仕訳（4年目末）</u>

11. 4 年目末の仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	現預金	1,186,982	（貸）	ローン	1,030,306
				受取利息	156,676

仕訳（5年目末～償還日）

12. 5 年目末（償還日）の仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	現預金	969,362	（貸）	ローン	1,105,873
	信用損失引当金	217,620		受取利息	81,109

ケース 2：CECL モデル - DCF 法を用いる場合

（当初認識時の会計処理）

13. DCF 法を適用する場合、PCD 資産の事後測定における割引率 8.46%となる。

これは、以下の購入価額 1,918,559 と 4 年目、5 年目の予想キャッシュ・フローの現在価値を等しくする率として算定される[16]。

当該割引率は、貨幣の時間価値を考慮後の予想信用損失と、信用以外のディスカウントの両方を反映した率として捉えられる。

期間	4（期首）	4	5
予想キャッシュ・フロー	▲1,918,559	1,186,982	969,362

14. DCF 法の場合、予想信用損失について貨幣の時間価値が反映され、購入日における引当額は、予想キャッシュ・フローの不足額 217,620 ドルを、8.46%で割り引いた現在価値 185,012 ドルとして算定される。

仕訳（購入日：4年目期首）

15. 購入日（4 年目期首）における仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	ローン	2,176,204	*3	（貸）	現金預金	1,918,559	
					信用損失引当金	185,012	*3
					ローン（信用以外のディスカウント分）	72,633	*3

[16] 損失率を用いる場合、グロス・アップした償却原価と予想信用損失 217,620 ドルを考慮しない契約上のキャッシュ・フローに基づき割引率が算定される（本別紙第 8 項参照）

*3 ローンの購入日における償却原価は2,103,571ドルとなるが、これは購入価額1,918,559ドルに、貨幣の時間価値を考慮した信用損失引当金185,012を加算した金額である（引当金のグロス・アップ）。

（当初認識後の会計処理）

16. PCD資産の取得後から満期までの4年目、5年目のローンの償却スケジュール及び信用損失引当金残高は以下のとおりである。

期間	ローン 期首残高	元利金 支払	利息相当額	元本相当額	直接 償却	ローン 期末残高
4	2,103,571	1,186,982	177,857	1,009,125	-	1,094,446
5	1,094,446	969,362	92,536	876,826	217,620	0
合計			270,393			

期間	信用損失引当金 期首残高	利息の振戻し*4	信用損失引当金 期末残高
4	185,012	15,643	200,655
5	200,655	16,965	217,620
合計		32,608	

*4 信用損失引当金の当初認識額について、貨幣の時間価値を明示的に織り込んだことによる、事後的な振戻しは、減損損失もしくは受取利息の調整のいずれとして表示することも認められる（Paragraph 326-20-45-3）[17]。

<u>仕訳（4年目末）</u>

17. 4年目末の仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	現預金	1,186,982	（貸）	ローン	1,009,125
	受取利息	15,643		受取利息	177,857
	（又は減損損失）			信用損失引当金	15,643

[17] IFRS第9号では、信用損失引当金に係る貨幣の時間価値の振戻しを利息の調整として表示することは認められず、減損損失（又は戻入れ）として表示しなければならないとされている（IFRS第9号第5. 4.1項(b),5.5.8項、2019年3月のIFRS-ICのアジェンダ決定）。

仕訳（5年目末～償還日）

18. 5年目末（償還日）の仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	受取利息 （又は減損損失）	16,965	（貸）	信用損失引当金	16,965

（借）	現預金	969,362	（貸）	ローン	1,094,446
	信用損失引当金	217,620		受取利息	92,536

ケース 3：ECL モデル - 購入又は組成した信用減損資産（POCI 資産）

（当初認識時の会計処理（購入日：4年目期首））

19. 購入又は減損した信用減損資産の割引率は、本別紙第 13 項の、CECL モデルにおいて DCF 法を用いた場合のケース 2 と同様に、8.46%となる。

すなわち、当該割引率は、貨幣の時間価値を考慮後の予想信用損失と、信用リスク以外のディスカウントの両方を反映した率となる点で本別紙第 13 項におけるケース 2 と同様である。

20. 購入日（4 年目期首）における仕訳は以下のとおりであり、CECL モデルと異なり、当初の償却原価について、購入金額について予想信用損失に係るグロス・アップは行われない。

仕訳（購入日：4年目期首）

21. 購入日（4 年目期首）における仕訳は以下のとおりとなる。

なお、当初測定は購入価額で行い、約定ベースの残高による総額での帳簿価額と信用損失引当金の両建て表示は行わないものとする。

（借）	ローン	1,918,559	（貸）	現金預金	1,918,559

当初認識後の会計処理

22. POCI資産の取得後から満期までの4年目、5年目のローンの償却スケジュールは以下のとおりである。

期間	ローン 期首残高	元利金 支払	利息相当額	元本相当額	直接 償却	ローン 期末残高
4	1,918,559	1,186,982	162,214	1,024,768	-	893,791
5	893,791	969,362	75,571	893,791	217,620	0
合計			237,785			

仕訳（4年目末）

23. 4年目末の仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	現預金	1,186,982	（貸）	ローン	1,024,768
				受取利息	162,214

仕訳（5年目末～償還日）

24. 5年目末（償還日）の仕訳は以下のとおりとなる。

（借）	現預金	969,362	（貸）	ローン	893,791
				受取利息	75,571

ケース1からケース3の会計処理サマリ

25. ケース1からケース3における引当金控除前及び控除後の帳簿価額、引当金及び受取利息の残高は以下のとおりとなる。

(1) ケース1からケース3のいずれにおいても、当初の帳簿価額（引当金控除後）は購入価額となり同額となる。

(2) ただし、CECLモデルにおいて引当金に貨幣の時間価値を織り込まないケース1（損失率法）と、これを織り込むケース2（DCF法）及びECLモデルにおけるPOCI資産では、前者が割引率に予想信用損失を反映しないのに対して、後者はこれを織り込むため、その率が異なる。また、後者では予想信用損失の貨幣の時間価値も割引率に反映される。

(3) 割引率が異なることから、ケース1とケース2では、事後測定における各期の受取利息の額及び帳簿価額（引当金控除後）が異なることになる。

(4) ケース2とケース3の会計処理は、実質的に同じである。

（ケース 1：CECL モデル - 損失率法を用いる場合）

割引率：7.33％

	4(期首)	4	5	合計
帳簿価額（引当金控除前）	2,136,179	1,105,873	0	-
信用損失引当金	217,620	217,620	0	-
帳簿価額（引当金控除後）	1,918,559	888,253	0	-
受取利息		156,676	81,109	237,785

（ケース 2：CECL モデル - DCF 法を用いる場合）

割引率：8.46％

帳簿価額（引当金控除前）	2,103,571	1,094,446	0	-
信用損失引当金	185,012	200,655	0	-
帳簿価額（引当金控除後）	1,918,559	893,791	0	-
受取利息		162,214	75,571	237,785
（受取利息）		177,857	92,536	270,393
（受取利息－引当金）		（▲15,643）	（▲16,965）	（▲32,608）

（ケース 3：ECL モデル - 購入又は組成した信用減損資産（POCI 資産））

割引率：8.46％

帳簿価額（引当金控除後）	1,918,559	893,791	0	-
受取利息		162,214	75,571	237,785

以 上